

第二十四回 参議院商工委員会會議録第三十七号

昭和三十一年五月二十六日(土曜日)午前十時十四分開会

委員の異動

本日委員苦米地義三君、笹森順造君、上原正吉君、小野義夫君、古池信三君、高橋衛君及び栗山良夫君辞任につき、その補欠として石坂豊一君、秋山俊一郎君、関根久藏君、重政庸徳君、青山正一君、滝井治三郎君及び小松正雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
委員長 三輪 貞治君
理事 西川 弥平治君
白川 一雄君
阿具根 登君
山川 良一君
委員 青山 正一君
秋山俊一郎君
石坂 豊一君
重政 庸徳君
関根 久藏君
滝井治三郎君
深水 六郎君
海野 三朗君
上條 愛一君
小松 正雄君
加藤 正人君
中山 福藏君
通商大臣 石橋 湛山君

政府委員

通商産業大臣 岩武 照彦君
臣官房長官 鈴木 義雄君
通商産業局長 小室 恒次君
通商産業省 織維局長 山本友太郎君
常任委員 山本友太郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○織維工業設備臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三輪貞治君) ただいまから委員会を開きます。

まず委員の異動について申し上げます。苦米地義三君、笹森順造君、上原正吉君、小野義夫君、古池信三君及び高橋衛君が辞任され、その補欠として石坂豊一君、秋山俊一郎君、関根久藏君、重政庸徳君、青山正一君及び滝井治三郎君がそれぞれ指名されました。以上御報告いたします。

○委員長(三輪貞治君) 織維工業設備臨時措置法案を議題といたします。御質疑のある方は御発言を願います。

○海野三朗君 私(二、三)お伺いしたいと思うんですが、この法案を出される前に当って、いろいろ通産省で審議を重ねられたものと思いが、その際、どういふ方面の人たちをもつて審議を進められましたか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(小室恒夫君) 昨年八月二

日に閣議決定をもって、織維産業の総合対策を審議するための通産大臣の諮問機関として審議会を設置いたしましたわけでありまして、この審議会には、会長は稲垣平太郎さんでありまして、そのほか中委員として、日本銀行の副総裁であるとか、あるいは稲葉秀三さんであるとか、そういう方々に数名入っていただいたほか、織維産業の各界の業界の代表者、それからまた、織維の従業員の方の労働者の関係の代表者に入っていたわけでありまして、織維機械の関係については、これは、私どもの方は、要望があれば入れるという気持ちであったのであります。業界の方も、少数の者が入って、多数意見に巻き込まれるのでは困るというふうな若干の懸念もあつたようでありまして、結局これらの方は入らないということになって審議を進めたわけあります。

○海野三朗君 そういう際に、審議会委員の構成ですね、それには労働者側からいへばどんなメンバーが入つたのですか、またその割合はどういふふうになさるお考え方であつたのですか。

○政府委員(小室恒夫君) 織維の労働者の関係は三名入っております。それから織維産業の業界人といふものですから、綿紡績もございまして、毛紡績もあれば、毛紡績にも紡毛もあれば、梳毛もあると、あるいは絹紡、麻紡、それから染色加工また織布部門の組合の理事長さん、これも綿、スフ、絹、

人籍に分けておる、こういうふうな関係で、一番大きな業界で三名くらい、普通は一名ぐらゐの代表者で構成されておるわけでありまして、そのほか中委員が合計して五名入っております。

○海野三朗君 中委員といふものと、財界のあれがおもなんでしょうか、どうなんですか。

○政府委員(小室恒夫君) 具体的に申し上げますと、日本銀行の副総裁の井上さん、評論家の稲葉秀三さん、それから木内信胤さん、それから杉道助さん、こういう方が稲垣平太郎さんのほかに入っております。

○海野三朗君 こういう際に業者及び労働者の方はあまり重きを置かなかつたような気がします。私には思うのですが、その辺はどうなんですか、十分業界及び労働者の意見を聴取されたのでありませんか。

○政府委員(小室恒夫君) これは別に持ち時間等の制限を設けたようなことございませぬし、また審議会にはいろいろな部会を設け、また織維の小委員会を設けまして、それぞれ労働者の発言も自由にしていたわけでございます。人数の比例からいへば、あるいは労働者の数が少ないではないかというふうなお話もございませぬし、それと十分伺つておりますし、またそれは別に、非公式に役所として、それぞれ関係の人々とお話する機会も持つたわけでありまして。

○海野三朗君 この結果から見て、この法案が出てきた際において、相当問題が、反対の意見の者も相当あつたように思う。そうすると、その方面の労働者及び関係業者の意見が取り入れられていなかったのではないかと懸念がありますが、その辺はどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(小室恒夫君) これはごもっともであります。先ほど申し上げましたように、私どもとしてはこの法律によって影響を受ける関連産業、特に織維機械工業等については、代表者に入つていただいてもけっこうであるという考えを持っておつたのであります。その業界の考え方も参照して、結局入れないということになりましたが、しかしながら非公式に私どもは、織維局といたしましては、紡織機械の協会の理事会等には、ほとんど毎月のように私どもが出るなり、あるいは代理の者が出るなりして、法案の進行状況その他を話して参つたのであります。またそれとは別途に、織維機械の方の労働者の方々とも私自身懇談する機会が何回あつたわけでありまして、それで十分織維機械工業側の要望なり労働者側の要望も承知しているし、そういう意味の影響をできるだけ軽減にするために通産省の省議でもつて紡織機の更新の打合せというものを作りました。これは前に申し上げましたので繰り返しませんが、更新需要を喚起する処置を具体的に講じたわけでございます。

○海野三朗君 私はこの法案に對しま

第九部 商工委員会會議録第三十七号 昭和三十一年五月二十六日【参議院】

しては金属の方は相当に反対者があつた。そうしてみると、その方面の意見があまり取り入れられてなかつた結果であると思ふ。そうしてみれば、この審議会といふものは公平に、審議会は稲垣平太郎君が委員長でやつたのでありましようが、どうも審議会の進め方、その点について遺憾の点があるが私には考へないと思ふ。今後ともこういふことがあつてはならないと思ふ。どうも通産省としてはこの業者及び労働者の方の考へを取り入れるということが落ちておつたんじゃないかと、こう思うのですが、どうなんでしょうか。反対がある結果からみて、私はそういうことを申し上げる。

○政府委員(小室恒夫君) お言葉を返すようでありますが、むしろそういう反対があつたので、業界人としては、繊維の業界の人は、たくさんおつたところにあまり入つて発言したくなかつたという点があるかと思ふ。そういう事情もあるかと思ふ。審議会のメンバーには言いませんでしたが、實際上の御連絡は先ほど来申したようにいたしておるのであります。その空気がよく承知しておられたわけでありまして、その点は非公式の連絡がありまして、別に繊維機械工業の方に、どういふ立場をもつておられるか、確実に突きとめたわけではありませんが、実際的には連絡はとつておつたわけでありませう。

○海野三朗君 そうした際に十分その方面の意見を取り入れるために、その代表者を入れるということをないがしろにしてはならないのじゃないか、私はこういうことを申し上げる。で、そういうふうにして進められないと、法案というものはすべてへんばに流れやすすくなる、それであるからして、十分労働者なり業者の方の意見が反映するように、あるいはこの中立の立場にあるお歴々がたくさんおられるというしり込みをするというおそれもある。もしもあらずでありますから、そういう際にその方面の労働者なり業界の代表者を入れるということが最も大切なことではないか、そういうふうには考へるのですが、どうなんでしょうか。もう一度伺ひたい。

○政府委員(小室恒夫君) あるいはこちらから積極的に無理にでも入つていただくという方が考へるとよかつたかと思ふ。けれども、そのときは業界の方もあまり進んで入る気持もなかつたようでありましたし、しつこいことでもいたさなかつたわけでありまして、事実上の連絡でもつて事が足りるのじゃないか、一種の妥協的な考へを持つたわけでありませう。

○海野三朗君 そこで私はこの点を、はつきり申し上げておきたいと思ふ。審議会がいろいろある間に、その審議会の委員になる人がどういふ人であるかというところに問題があるので、そういう際に最も公平なる立場に、しり込みをしたらその人を入れなさいということではなしに、これは利害関係の重大な影響を及ぼすから、ぜひこの意見を吐露してもらいたいということに、通産省が骨を折つていただかなければならない、出る法案に対してぶつぶついつでも反対があつたり、これを調整するの骨が折れる、その根本は何かという、それに関係するところの業者なりその労働者なりの意見

○委員(三輪貞治君) ただいま栗山良夫君が辞任され、その補欠として小松正雄君が指名されました。以上御報告申し上げます。

○海野三朗君 大体政府の御答弁は了承いたしますが、その労働者を入れ

○政府委員(小室恒夫君) これはまことにごもつともなお尋ねでありまして、私も、法案には学識経験者として書いごさいますが、労働者の代表をはつきり入れるつもりでおります。特に提案理由のかなり末の方であります。労働者の代表もこの審議会に加えるということをはつきりいたしておるわけでありませう。その点は間違ひございません。

○海野三朗君 今ちよつと時間があるようです。織維局長に、二点伺つておきたい。

○政府委員(小室恒夫君) これは、従来から日本の織維産業の地位はどんなことになつておりますか。

○海野三朗君 今のビルマ及びタイ、インド方面に対してはどうなんですか。

○政府委員(小室恒夫君) ビルマにつきましては、現在ビルマがアメリカから受けておられますところの余剰農産物としての棉花を、日本に委託加工させるという話について具体的に話し合ひが進行中でございますが、そのほかにもいわゆる通常貿易として相当程度の輸出がございます。しかしながら、今申したようにビルマ政府の外貨事情は実はあまりよくないので、こしはしばらくのところはあまり大きな輸出は期待できませんが、相当有力な市場でございます。

それからインドにつきましては、インドとパキスタンとが分離いたしました結果といたしまして、インド側はむしろ織維工業が非常に発達して、最近では毎年多いときは十億ヤード、少いときでも五億ヤードの輸出となつておりますので、これは特殊の

織維は別として、織維の輸出先としては往年の地位を占めておりません。それに対してパキスタンはまだ紡織工業も確立しておりませんが、年々ある程度の輸出は行われておりますが、これも自国工業発展に伴いましてやや減少の傾きがございます。パキスタンとの間に剩剰農産物の委託加工の計画を昨年実施しまして、今年もまた近い将来に行われる見込みでございます。大体そういうような……。

○海野三朗君　そうしますと、この織維産業は、東南アジアに対しましては将来あまり明るい見通しは持てないという状況でありますか。

○政府委員(小室恒夫君)　これは一方において東南アジア諸国があるいは独立し、さらにまた経済的にもできるだけ工業化していくというような動きがございますからそれに比べてわが国の織維工業の方もいわばブランド輸出という資本輸出というか、そういう形で進出しようという計画もございませぬ。これもまた一方においては時宜に合った点もあるかもしれませぬが、また一方においてマーケットの見通しといたしましてもあるいはインド、あるいは香港、あるいはその他の国々、中共の面からもある程度出ておりますからそういう国からの競争もある程度激化したまじょうけれども、インドネシアの将来については相当貿易拡大の見通しもあると思ひます。一がい悲観することはないと思ひます。ただ私どもといたしましては最も競争の激甚な綿布のほかに化学織維あるいは他の織維、新しい織維等も漸次東南アジアに輸出していくことが織維貿易を拡大し、東南アジアにおけるわが国の市場を開拓するゆえんじやないか、こういうふうな考へておる次第でございます。

○委員長(三輪貞治君)　この際総括的に一、二の点について御質問しておきたいと思ひます。

本法案の提出を見るまでの立法経過を見てみますと、初めに織維産業臨時設備調整法案というものが考えられておりました段階では生産制限のための共同行為、価格引き下げ勧告などの制度を入れておりましたものをいつの間にかこれを除去されたいきさつもあるようであります。これらに関連いたしまして近い将来にたとえは織維産業の安定法というような形で現在の本法における勧告、相談に法的な基礎を与えられるようなお考えがございませぬか、その点をお尋ねしておきます。

○政府委員(小室恒夫君)　確かに事務局長の時代に、今の相談、勧告及び価格引き下げ勧告を裏づけるような規定がございました。しかしながら相談、勧告につきましては公正取引委員会等々と相談いたしました際に、これは独禁法の改正問題もいろいろ検討されている際であるから、まあ織維産業の生産制限に関する共同行為というものは、これは法律的にできないなら格別であるけれども、現在やっておりますような行政措置として勧告する道も開かれておるわけでございますから、いいてこの際この法案に盛りたくない、こういう見解もございまして、またその他二、三同様の意味で行政措置でやる方が可であるという意見もありませんので、勧告、相談に関する規定は落したのであります。またそれと見合ひまして、実は価格引き下げに関する

る勧告も同様の行政措置でできるという意味で落したのであります。実質的にこれらの措置をやらぬわけではございませぬが、万やむを得ざることにいふ意味で落したのであります。従いまして近い将来には、これらの規定を直ちに復活させるといふことは、私どもといたしましては考へてはおりませぬ。

○委員長(三輪貞治君)　それから提案の理由の御説明、並びに質疑の過程で承わつた中に、この法律案は当該事業界が情勢の変化に対応いたしました、みずから醸成したものとごとき印象を与える御説明もあつたわけでありませぬ。しかし結果としては事業者側の相当部分におきましては、このような法律案では確固たる強制力もなく、また自主的なものでもない、こう称している向きもあるようであります。政府当局は本法案のような規定の運用で、果して法律案の初めに掲げてありますような目的の達成が得得るとお考えになつておられますか。その点をお尋ねしておきます。

○政府委員(小室恒夫君)　この法案はまず第一に、紡績設備及び染色加工設備が従来のごとく景気の変動に応じて無秩序に乱設されるようなことを防止いたしたい、新増設を必要とする場合は需給計画に照らして秩序立った新増設を認めていきたい、こういうのがねらいでありまして、この点についてはこの法案で十分目的を達するものと確信するものであります。また一方過剰設備処理の問題につきましては、できるだけ業界の自主性を尊重しつつ審議会の意見もしんじやくして、いやな者

に無理に強制することをできるだけ避けたい。しかしながらむろん委員長御指摘のようになかなか業界も複雑でございませぬからその辺の取りまめは相対困難があると思ひますが、これは行政指導でできるだけの努力をしてみたい。なかなか実績が上らない場合には法案の改正ということも考えなければならぬと考へておつたのであります。衆議院におきまして中小企業の大部分を占める織布部門の過剰設備処理については、一種の強制命令、設備処理に関する命令の道を開いていただきました。私も現実的にこれを運用する立場としてはその点はあつた方が確かに実際的である、こういう感じもしておるわけでございます。

○委員長(三輪貞治君)　総括的に大臣にお伺いしておきたいと思ひますが、前の石炭の合理化法のとくもそうでありませぬし、本法もそうでありませぬが、今までの適度行政のあり方を見ておりますと、非常に好況の場合には野放図にしております。たとえば石炭の場合でありますと朝鮮プールのようなきときはそれと合理化に向けるという指導をしないで、あるいは不況になるようであれば合理化のようになっていく。こういう形が何か通例のようになってきていく。石炭のほかに近き将来において同様の合理化措置をお考えになつておられますか。その点をお伺いいたしておきたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君)　お説のように今までの処理はやや好況の時代には思うままに各企業者が各事業を拡張して、不況になりますとこの処理についていろいろの問題を起して、政府も黙つていられないから、何らかの手を加えなければならぬというふうなことを繰り返しておりました。これは非常に悪い例でございますが、まあ日本の企業がさつき局長もちよつと申しましたように、非常に零細企業が多いのでありまして、ことに織維については昔から織布関係におきましては、少し景気がよくなるとむやみに企業がふえる、また少し不況になりますとそれらははしから倒れていく、こういうようなことを繰り返して参りましたので、今度のこの法案などによりまして、そういうふうな企業をだんだん整理するともに、協同組合等を強化して、波乱を少くするような方向へ指導したい、こう考へております。なおさしずめこれと同じような処置をとらうとしておられるところの、考へております産業はございませぬ。

○海野三朗君　今、大臣が御出席の前にも、局長から大体のお考えは何いしました御所見を私は伺つておきたい。と申しますのは、このたびのこの法案につきましては、いろいろ賛否両論があつた。それを考えますと、審議会というものでもって、いろいろと参考意見を聞かれたということでありませぬが、この仕事をやっておる者――業者あるいは労働者、そういう方面の代表者を入れて、よくその意見を徴する必要がある。ただ単に中立者と云われるが、財界方面の代表者だけであつて、こういうことを編み出されるということ、へんばになりやすい。私が特に申し上げたいのは、国民の声を聞き兼ねなければならないのだ。それには下積みになつて働いておられるところの労働

者及び業者、そういうものの意見を十分くみ入れて、この法案をお作り下されば反対者があろうはずがないのである。私はそういう点について、この労働者及び業者というものを、常に審議会、こういうものに対しては入れるということについてはっきりしたお考えを持っていただきたいと思うのであります。通産大臣からも一度重ねてはつきりした御答弁を伺っておきたい。労働者及び業者、そういう方面の意見を少数意見として押えつけないで、国民の、この業者なり労働者なりの声なき声聞かなければならないのだと私は考えますがゆえに、大臣のこれに対する御所見を承わっておきたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) これは行政をいたします場合に、各方面の声を十分に聞いて、その声を取り入れて施策しなければならぬということはお説の通りであります。この繊維工業設備臨時措置法案につきましても、前の審議会には、御承知のように労働者の声も聞きたいというので、労働者の代表も加えました。なお今後の設けられる審議会等におきましても、その方面の人たちの意見が十分に出るよう措置をして参るつもりであります。お説の通り実行したい、かように考えます。

○委員長(三輪貞治君) 他に御発言もなければ質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。
これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○上條愛一君 私は本法案に対する修正案を提出したいと存じます。その要旨を次に読み上げます。
繊維工業設備臨時措置法案の一部を次のように修正する。
第二十五条第二項を次のように改める。

2 前条第三項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。
一 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
二 不当に差別的なものでないこと。
三 当該共同行為の指示を受けた者に係る事業の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

第二十六条中「前条第二項」の下に「各号」を加え、同条に次の二項を加える。
2 通商産業大臣は、過剰設備の処理が行われたことにより、糸又は織物の価格が著しく高騰し、当該糸若しくは織物若しくはこれらを原料とする繊維製品の輸出貿易を著しく阻害し、又は一般消費者若しくは関連事業者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該糸又は織物の製造業者又は販売業者に対し、当該糸又は織物の販売価格を引き下げなければならないことを勧告することができる。

3 前項の規定による勧告は、告示により行う。
第二十九条第二項中「第二十六条」の下に「第一項」を加える。
第三十三条に次の一項を加える。
3 通商産業大臣は、前項の建議が

あつたときは、これを尊重し、繊維工業設備の更新の措置に係る建議については、当該建議に基づき設備の更新に必要の措置を講ずるよう努めなければならない。
附則第一項中「三月」を「四月」に改める。

次に簡単にその修正条項の提出の理由を申し上げます。
第二十五条の問題は、原案において一、二の両号は含まれておるのであります。二の両号は、戦後においても、昭和二十七年にすでに綿紡績におきましては四割操短が行われたのであります。そのときに、従業員の約五万余が職を離れて故郷に帰らざるを得なかつたのであります。それからまた先般の中小企業安定法の第二十九条の実施に当りましても機械工業方面の従業員が多数その職を離れるに至つたのであります。このような臨時措置法が講ぜられる場合においては、それに便乗するところの人員の整理や賃下げが行われ、労働強化が招来せられるという事情が存するのであります。から、ここにおいてこの法律の実施によりまして共同行為の指示を受けるところの事業の従業員の地位を明確に確保いたしたい、こういう趣旨であります。

それから第二十六条の問題は、これは過剰設備の整理が行われ、ことに独占禁止法の除外例を認めることにならざるを得ないから、この法案の実施に当りましては注意しなければなりません。すでにこの法案の実施を見越した原因ではないと思われ

ますけれども、今日においてすでに繊維製品が相当値上りをいたしておるという実情にかんがみましても、この法案の実施に当りましては強く一般消費者の利益を不当に害するといふようなことのないような十分の配慮が必要であると考えますので、従つて政府はそういう場合に当りましては、価格の引き下げを勧告することができ、またもう一つは糸の高騰によりまして中小企業を中心とする織物業者が、従来原料高の製品安という苦境に追い込まれて参つておられますので、そういうような糸その他原料の不当の価格のつり上げに對しても十分政府が対処することのできるようにという精神に基づきましてこの一項を加えたい、こういうことでありませう。

それから第三十三条の問題であります。これは第三十三条の第二項において「審議会は、この法律の実施に伴い繊維機械工業その他の関連事業者が受ける影響に對処するための措置について、通商産業大臣に建議することができ、その規定せられておきますので、その建議いたしました場合に、その建議を尊重して繊維工業設備の更新の措置について十分必要な措置を講ずるよう努力しなければならない」という点を明確にいたしたいという精神であります。

それから次に、付則の問題であります。これが、衆議院の修正におきましては本法が実施せられてから三カ月の猶予を置くことになっておられますが、それを四カ月に改めたいということでありませう。これは申すまでもなく、本法の実施に当りましては、なるべく猶予期間というものを短縮することが本法

の精神を生かすことにならざるを得ないことではあります。今同の本法の実施に当りましては、特別な事情がありまして政府原案においては十分に本法の実施に伴つて影響をこうむると認められておきますところの関連産業の機械工業方面についての配慮が行われておらないのであります。従つて、本法が実施せられます場合には、相対的にこの関連産業方面における混乱を来たすことが明白であると考えられるのであります。従つて設備の制限によつて機械工業に打撃を与えるのでありますから、機械工業がこれに對処する準備の期間を相当置く必要があるのではないかと、たとえば、機械工業者みずからが他に転換するの道を講ずるにいたしても、また政府が紡績機の輸出を促進したり、あるいは技術の更新等に關する必要な処置を講ずる場合におきましても、これは相当の日時を要すると見なければならぬので、従つてこれらの関連産業の犠牲に對して十分なる準備の処置を講ずる期間を置きたい、こういう精神にほかならないのであります。

以上が本法案に対する私の修正案を提出いたしました理由であります。次に、私は日本社会党を代表しまして、本法案に対する態度を明らかにいたしたいと存じます。本法案は昨年八月設置せられた繊維産業総合対策審議会の答申の一つを骨子としたとして提出されたものでありますけれども、繊維産業の安定策としては不完全なものであります。現下の操短を繰り返しつつある過剰生産対策として

の精神を生かすことにならざるを得ないことではあります。今同の本法の実施に当りましては、特別な事情がありまして政府原案においては十分に本法の実施に伴つて影響をこうむると認められておきますところの関連産業の機械工業方面についての配慮が行われておらないのであります。従つて、本法が実施せられます場合には、相対的にこの関連産業方面における混乱を来たすことが明白であると考えられるのであります。従つて設備の制限によつて機械工業に打撃を与えるのでありますから、機械工業がこれに對処する準備の期間を相当置く必要があるのではないかと、たとえば、機械工業者みずからが他に転換するの道を講ずるにいたしても、また政府が紡績機の輸出を促進したり、あるいは技術の更新等に關する必要な処置を講ずる場合におきましても、これは相当の日時を要すると見なければならぬので、従つてこれらの関連産業の犠牲に對して十分なる準備の処置を講ずる期間を置きたい、こういう精神にほかならないのであります。

以上が本法案に対する私の修正案を提出いたしました理由であります。次に、私は日本社会党を代表しまして、本法案に対する態度を明らかにいたしたいと存じます。本法案は昨年八月設置せられた繊維産業総合対策審議会の答申の一つを骨子としたとして提出されたものでありますけれども、繊維産業の安定策としては不完全なものであります。現下の操短を繰り返しつつある過剰生産対策として

の精神を生かすことにならざるを得ないことではあります。今同の本法の実施に当りましては、特別な事情がありまして政府原案においては十分に本法の実施に伴つて影響をこうむると認められておきますところの関連産業の機械工業方面についての配慮が行われておらないのであります。従つて、本法が実施せられます場合には、相対的にこの関連産業方面における混乱を来たすことが明白であると考えられるのであります。従つて設備の制限によつて機械工業に打撃を与えるのでありますから、機械工業がこれに對処する準備の期間を相当置く必要があるのではないかと、たとえば、機械工業者みずからが他に転換するの道を講ずるにいたしても、また政府が紡績機の輸出を促進したり、あるいは技術の更新等に關する必要な処置を講ずる場合におきましても、これは相当の日時を要すると見なければならぬので、従つてこれらの関連産業の犠牲に對して十分なる準備の処置を講ずる期間を置きたい、こういう精神にほかならないのであります。

以上が本法案に対する私の修正案を提出いたしました理由であります。次に、私は日本社会党を代表しまして、本法案に対する態度を明らかにいたしたいと存じます。本法案は昨年八月設置せられた繊維産業総合対策審議会の答申の一つを骨子としたとして提出されたものでありますけれども、繊維産業の安定策としては不完全なものであります。現下の操短を繰り返しつつある過剰生産対策として

の精神を生かすことにならざるを得ないことではあります。今同の本法の実施に当りましては、特別な事情がありまして政府原案においては十分に本法の実施に伴つて影響をこうむると認められておきますところの関連産業の機械工業方面についての配慮が行われておらないのであります。従つて、本法が実施せられます場合には、相対的にこの関連産業方面における混乱を来たすことが明白であると考えられるのであります。従つて設備の制限によつて機械工業に打撃を与えるのでありますから、機械工業がこれに對処する準備の期間を相当置く必要があるのではないかと、たとえば、機械工業者みずからが他に転換するの道を講ずるにいたしても、また政府が紡績機の輸出を促進したり、あるいは技術の更新等に關する必要な処置を講ずる場合におきましても、これは相当の日時を要すると見なければならぬので、従つてこれらの関連産業の犠牲に對して十分なる準備の処置を講ずる期間を置きたい、こういう精神にほかならないのであります。

以上が本法案に対する私の修正案を提出いたしました理由であります。次に、私は日本社会党を代表しまして、本法案に対する態度を明らかにいたしたいと存じます。本法案は昨年八月設置せられた繊維産業総合対策審議会の答申の一つを骨子としたとして提出されたものでありますけれども、繊維産業の安定策としては不完全なものであります。現下の操短を繰り返しつつある過剰生産対策として

の精神を生かすことにならざるを得ないことではあります。今同の本法の実施に当りましては、特別な事情がありまして政府原案においては十分に本法の実施に伴つて影響をこうむると認められておきますところの関連産業の機械工業方面についての配慮が行われておらないのであります。従つて、本法が実施せられます場合には、相対的にこの関連産業方面における混乱を来たすことが明白であると考えられるのであります。従つて設備の制限によつて機械工業に打撃を与えるのでありますから、機械工業がこれに對処する準備の期間を相当置く必要があるのではないかと、たとえば、機械工業者みずからが他に転換するの道を講ずるにいたしても、また政府が紡績機の輸出を促進したり、あるいは技術の更新等に關する必要な処置を講ずる場合におきましても、これは相当の日時を要すると見なければならぬので、従つてこれらの関連産業の犠牲に對して十分なる準備の処置を講ずる期間を置きたい、こういう精神にほかならないのであります。

以上が本法案に対する私の修正案を提出いたしました理由であります。次に、私は日本社会党を代表しまして、本法案に対する態度を明らかにいたしたいと存じます。本法案は昨年八月設置せられた繊維産業総合対策審議会の答申の一つを骨子としたとして提出されたものでありますけれども、繊維産業の安定策としては不完全なものであります。現下の操短を繰り返しつつある過剰生産対策として

の精神を生かすことにならざるを得ないことではあります。今同の本法の実施に当りましては、特別な事情がありまして政府原案においては十分に本法の実施に伴つて影響をこうむると認められておきますところの関連産業の機械工業方面についての配慮が行われておらないのであります。従つて、本法が実施せられます場合には、相対的にこの関連産業方面における混乱を来たすことが明白であると考えられるのであります。従つて設備の制限によつて機械工業に打撃を与えるのでありますから、機械工業がこれに對処する準備の期間を相当置く必要があるのではないかと、たとえば、機械工業者みずからが他に転換するの道を講ずるにいたしても、また政府が紡績機の輸出を促進したり、あるいは技術の更新等に關する必要な処置を講ずる場合におきましても、これは相当の日時を要すると見なければならぬので、従つてこれらの関連産業の犠牲に對して十分なる準備の処置を講ずる期間を置きたい、こういう精神にほかならないのであります。

設備の制限のみをもつてこれが解決をはかることは不可能であります。海外輸出の促進、生産量の制限、外貨割当による棉花、羊毛等の原料の輸入制限等の対策を講ずべきが当然であると存じます。加うるに政府原案は関連産業であつて、本法実施によつて多大の影響を受けざる機械工業の対策が考慮せられておらないのであります。また中小企業に対する対策、一般消費者の立場もまた顧みられておらないのであります。またその内容にありましては共同行為におけるアウトサイダーに對する処置が不完全であります。しかしながら衆議院において修正を加へ、付帯決議が附せられ、政府案の欠陥を若干補うことができたのであります。

私はさらにここに修正案を提出するとともに、衆参両院における修正案項並びに衆議院の付帯決議の方策に従ひましてすみやかに政府は誠意を持って関連産業たる機械工業に對する万全の処置を講じ、さらに政府は近き機会において織維産業の安定に關する総合対策を樹立されんことを強く要望いたしまして本法案に賛成するものであります。

○白川一雄君 私は自由民主党を代表いたしまして討論を行うものであります。局部的に設備が多過ぎて業界の恐慌を來たすことを防ぐために登録制を設けることは妥当と思ひますが、産業の盛衰には常に波があり、変化があるのが普通でありまして、海外の市場の推移等によつてもまた動くことが多いので的確な見通しをして、あるいは制限したり、あるいは助長したりするよう行政指導を特に強く希望いたします。

思ふのでございます。また制限される紡績部門及び機械製造部門に過渡的に人員過多等の現象が免れないのをおもんばかりますので、周到なる行政指導を特に注意を促しておきたいと思ひます。

ただいま上條委員の提出になりました修正案のうち二十五条第二項の修正案は法律の修正としては訓示的なものであり、むしろ付帯決議とすべきものが妥当と考えられまして、特に当局は強い行政指導を的確にしろという強い意向があるから、特にこれに賛成いたすものでございませぬ。

右よりの理由によりまして希望を述べまして修正案並びに修正案を除く本案に賛成するものであります。

○加藤正人君 私は緑風会を代表いたしまして衆議院の送付原案及び社会党提出の修正案に對しまして以下若干要望を付しつゝ賛成をいたさんとするものであります。従来わが国の輸出貿易に關してはともすると海外からいわゆるダンピングの烙印をおされまして種種の形におさまして差別的待遇を受けてきたことはすでに御承知の通りであります。このようなダンピングの非難をこうむる要因の多くは遺憾ながら織維製品の輸出に基因するものであつたこともまた周知の事実でございます。

もつともダンピングの非難もあるいは感情的なものでありますけれども、一面が多いためでありまして、一面またわが国業者の過当なる競争に基因する面のあることも否定でき得ないものであります。かかる過当競争を惹起しております根本的な原因は現在のわが国の織維工業の設備が非常なる過剩状態にあり、これから生産される膨大

なる織維品が次々と売値をくすしつゝ洪水のごとくに海外にはき出され、その関係業者を圧迫してきたところにあつたことは、これは申すまでもないこととあります。この顕著なものといつたしましては、言うまでもなく綿紡績でありまして、現有八百三十万錠の設備中実に百数十万錠が過剩であるとされおるのであります。かかる状態を放し置いたしましては、海外諸国ではやがてわが国に對してその門戸を閉鎖するに至ることは必然でございます。貿易振興上ゆゆしい事態を招来するばかりでなく、国内的にみましても常に需給の不均衡から特に中小企業の多い織維業界その他関連業界の経営を不安定なものたらしむることは、これはまた明白でございます。かかる意味におきまして今日おそまきながら本法案が立法化され、この過剩設備の処理がはかられるに至つたことはまことに重大なる意義を持つものであります。

織維産業がわが国の輸出貿易に占める地位から見ましても、これはひとり一織維産業界のみ問題でなく、広く国民経済全般の問題として同感を禁じ得ないのであります。

しかしながら本法案は、せつかくの立法化にもかかわらず果して所期の目的が達成し得るかどうかはなほ疑問にたえないような点も少くないのであります。たとえば本法の最も大きな目的である過剩設備の処理についても、通産大臣はその処理に對しての共同行為を業界に指示することになつておりますが、その指示には何らの強制力が付与されておりません。このようない片の指示のみでは複雑な利害関係のある業界が一本にまとま

り得ないであらうことは過去の経験から見ましても明らかでございます。これではせつかくこの法律が過剩設備の処理どころか反對に現に百万錠にも達すると言われておるのであります。わゆるかけ込み増設によりまして、かえつて設備を増加せしめたという皮肉な結果になるおそれが非常に多いのであります。この意味におきまして、私はこの点については何らかの修正を加へたいところでありまして、会期の切迫した今日、不満足ながら何とかこの法案を成立せしむること自体が先決問題であるので、本日はただ問題を指摘するにとどめて政府の今後の善処を要望したのであります。同時に本法の精神に全く反するかけ込み増設の取扱ひにつきましては、過去においてい

わゆるやみ設備がいつのまにか正当化されたときのことのないようにくれぐれもその処置を誤らぬように要望するものであります。

最後に社会党より提出された修正案につきまして一言言及したいのであります。すなわちこの修正案によれば、本法の経過期間については原案の二カ月にこれを四カ月となるわけでありまして、これは言うまでもなく現在機械メーカーが受注しておる新機械の製造に時をかすための配慮にはかならない。もしこの注文品が途中でキャンセルされれば機械メーカーの受ける打撃は相当なものであり、この意味において機械メーカーを保護せんとする気持は私にもわからないことではないのであります。しかしながら私が特に主張したいことは、もっと大きな国家的見地からであります。このことはとりもなおさ

ずこの法律の目的と全然反するかけ込み増設の完了を待つことを意味するものにほかならないのであります。このようにむざむざ行かれては二重投資、過剰投資という国家的損失はより大きな問題である。かかる観点から私はこの修正案には同調しにくいのであります。会期まじわの今日、あえてこれをのむ次第でございます。一言この点に言及して私の討論を終ります。

○委員長(三輪貞治君) 他に御意見もなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。

これより織維工業設備臨時措置法案につきまして採決に入ります。まず討論中にありました上條愛一君提出の修正案を問題に供します。上條愛一君提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でございます。よつて上條愛一君提出の修正案は可決されました。

次にただいま可決されました修正部分を除いた衆議院送付案全部を問題に供します。修正部分を除いた衆議院送付案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもって修正すべきものと決定せられました。

なお本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたい

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 上條 燮一 秋山俊一郎
- 石坂 豊一 滝井治三郎
- 阿具根 登 小松 正雄
- 青山 正一 深水 六郎
- 白川 一雄 重政 庸徳
- 西川弥平治 関根 久藏
- 海野 三朗 加藤 正人
- 中山 福藏 山川 良一

○委員長(三輪貞治君) この際、石橋通産大臣より発言を求められております。これを許します。

○国務大臣(石橋湛山君) きわめて複雑な問題を含んでおります繊維工業設備臨時措置法案につきまして、非常に長時間皆さんの熱心な御審議を受けまして、その結果本日修正議決されたことをお礼を申し上げます。

この法案は私どもとしては、ぜひとも日本の重要産業であり、またいろいろの過去において常に問題の多い繊維産業を整備するためにはぜひ必要である、そうしてこれは相当効果があるものと確信して御審議をわずらわしたのとあります。なお御審議中にいろいろの御意見があり、また修正がありました。修正の点は言うまでもありませんが、その間に述べられた御意見につきましても、われわれとして十分拝聴いたし

まして、それらの御趣意に沿って十分に効果が日本産業の立て直しのため存じます。どうかこれは政府だけの力ではなかなかこの法案の効果を十分あらしめることも実をいえば困難な点が多いのでありますから、どうか皆さんにもあるいは各業者におきましても十分御協力を願うように、各議員諸君においても今後とも一つ御援助をいたさくようにお願いいたしまして私のごあいさつを終わります。ありがとうございます。

○委員長(三輪貞治君) 本日の委員会はこれをもって散会いたします。
午前十一時七分散会